

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
2月5日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林予定森林 (美祢市) (森林整備課) 二

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 三

道路の位置の指定 (建築指導課) 三

公告

一般競争入札の実施 (管財課) 三

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) 五

一般競争入札の実施 (都市計画課) 六

教委告示

山口県指定天然記念物の指定 七

山口県告示第三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年二月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。



平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m ³ /日)力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間隔	使用の当り
四七一口	六	平成二五、六、七	平成二五、七、一九	平成二五、七、二二	断	二四時間
四七七八	三	"	"	"	"	変動なし

備考 「四七一口」及び「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する過施設及び分離施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
四七七八	七	八、六	三
四七一口	二	四、一	六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 10 排 水 口	No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四	通 常 最 大	通 常 最 大	七、七
"	"	"	"	"	"	九、六	通 常 最 大	通 常 最 大	九、六
四・三	"	三・一	"	三・五	六・七	一〇・九	通 常 最 大	通 常 最 大	一〇・九
二〇	"	"	四・五	一五	"	二〇	通 常 最 大	通 常 最 大	二〇
一三	"	"	七	一八	二二	一五・九	通 常 最 大	通 常 最 大	一五・九
"	"	"	"	"	"	二五	通 常 最 大	通 常 最 大	二五
"	"	"	"	"	"	二・五	通 常 最 大	通 常 最 大	二・五
五・八	"	"	〇・六	〇・六九	一・二	一五	通 常 最 大	通 常 最 大	一五
二三	"	"	三	六	五	四八	通 常 最 大	通 常 最 大	四八
〇・二三	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	通 常 最 大	通 常 最 大	〇・〇五
二七七、七〇九・六	八五二、一一〇	六四八、〇〇〇	九、二〇〇	二四、七五〇	四四、六二五・九	〇・八二八、二三〇・八三五、九四〇・八	通 常 最 大	通 常 最 大	二七七、七〇九・六 八五二、一一〇

山口県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町別府字南一ツ石二から二五まで、二八の一、二七四一、字一ツ石三五、一五二四、一五二五の一、一五二五の二、字大平六六、六九、七〇、七二から七四まで、八二の一、八三の一、八三の二、八四から八六まで、八九、九〇、九三、一五一四から一五二〇まで、一五二〇の一、一五二二、一五三三、二七四四の一、二七四四の二、二七四五、二七四七の一、二七四七の二、二七四九、二七五三、二七五四、二七五七、二七六〇、二七六七の二、字上芹田一〇一、一一二の一、二七六一、

二七六五、字芹田二七八、一四九一、一四九二、一四九四、一四九五、一四九九、一五〇一、一五〇二、一五〇四の三、一五〇四の八、一五〇四の九、一五〇四の一三、一五〇四の一四、一五〇五、一五二八の二、一五二八の三、一五五三の一、一五五三の三、一五五三の五、字下大平三三九の一、二四〇、二四三、二四四、二四五の一、二四六、二五〇、一四八七の二から一四八七の六まで、一四八八の一、二七六七の一、二七六八の一、二七七〇、二七七二、二七七三、二七七五、字山ノ神二五一から二五四まで、二五六、二五七、二七七六の一、字西ノ台一四八七の九、一四八七の一〇、一四八七の一三、一四八七の二〇、一四八七の二一、一四八七の二九、一四八七の三四、一四八七の四〇、一四八七の四一、一四八七の四八、一四八七の五一から一四八七の五三まで、一四八七の五五、一四八七の五六、一四八七の六九、一四八七の七五、一四八七の七六、一四八七の八〇、一四八七の九七から一四八七の九九まで、一四八七の一〇三から一四八七の一〇五まで、一四八七の一〇二、一四八七の一〇四から一四八七の一〇九まで、一四八七の一三一、一四八七の一三三、一四八七の一四四、一四八七の一四五、字中山一四八九の一、字古葉山一五〇七から一五二二まで、字新三郎一五二六、字北東坪四九七四の六、字鷹ノ穴五七二三、五七二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

和木加入区 和木四丁目九番三十四 南波 修一 和木漁業協同組合

号 和木四丁目五番一五号 西原 克己

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
和木加入区 平成二十五年二月五日から同月十九日まで 和木漁業協同組合

山口県告示第三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字鴨庄字吉町田一七九の三及び一七九の三地先	六・〇	五五・五	三四四・〇〇



(三四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成二十七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
- (一) 物品等の名称
電気
- (二) 物品等の予定数量
三千二百八十五キロワット時
- (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間
- (五) 納入場所
山口県庁舎
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十四年山口県告示第四十四号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。
- 三 契約条項を示す場所

- 四 山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課
入札説明書及び仕様書の交付
平成二十五年二月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県総務部管財課
- (三) 受領期限
平成二十五年三月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十五年三月十九日午前十一時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課入札室
- (二) 日時
平成二十五年三月十九日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 契約書の作成の要否

要

(三) 契約保証金

免除する。

(四) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(五) 詳細については、山口県総務部管財課（電話〇八三一九三三一二二〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 32,850,000 kWh.

(3) Delivery period: April 1, 2013 to March 31, 2016

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2210)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 18, 2013

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., March 19, 2013)

(三五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年三月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 日本心理セラピスト協会

代表者の氏名 佐藤 健二
主たる事務所の所在地 下関市一の宮本町一丁目三番一五号

三 定款に記載された目的
地域社会、企業、ボランティア団体、公的教育機関、PTA等に対して、心理セラピーの講義及び実践に関する事業と心理セラピーに関する資格認定事業を行い、社会貢献すること。

(三六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年三月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 霜降会

代表者の氏名 矢野 洋司
主たる事務所の所在地 宇部市中央町一丁目一〇番一一号

三 定款に記載された目的
市街地から至近距離にありながら豊かな自然環境を有する霜降山系を、将来にわたって住民が自然環境と触れ合える「市民の森」として、維持するため、山系のハイキングルートを整備を行うこと及び広く住民を対象とした定期的な登山事業を実施することにより、安全で楽しい登山の基礎的訓練の機会を提供し、もって地域住民の健

康の増進に資すること。

(三七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年二月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

三百九十万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口きらら博記念公園

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資

格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園管理事務所管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十五年二月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口きらら博記念公園管理事務所管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口きらら博記念公園管理事務所管理課

(三) 受領期限

平成二十五年三月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年三月十九日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園多目的ドーム第一セミナー

(二) 日時

平成二十五年三月十九日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自書)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者とする。

九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口きらら博記念公園管理事務所長 山藤賢一郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口きらら博記念公園管理事務所管理課(電話〇八三六―六五―六九〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 3,900,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery place: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park

(5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Administrative Division, Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office (Tel. 0836-65-6900)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 18, 2013

(In case of bringing a tender: 1:30 P.M., March 19, 2013)



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十七条第一項の規定により、次の記念物を山口県指定天然記念物に指定する。

平成二十五年二月五日

山口県教育委員会

名 称	所 在 地	指 定 地 域	所 有 者
教善寺のサザンカ	宇部市大字西万倉二四四	宇部市大字西万倉四六六の二、二四四の二、二四三及び二四四のうち当該サザンカの根元から半径一〇メートルの円内の土地	宗教法人教善寺

平成二十五年二月五日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事